

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）

基本計画検討委員会（第2回）

議事録

日時：平成20年6月20日（金）14:00～16:40

場所：奈良ロイヤルホテル2階 ロイヤルホール

○舟久保副所長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより第2回目の国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域(仮称)基本計画検討委員会を開催させていただきます。

各委員及び行政委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜りまことにありがとうございます。

前回に引き続き、私、国営飛鳥歴史公園事務所平城分室の舟久保のほうで司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

座って進行させていただきます。

本日の委員会につきましては、お手元にお配りした議事次第、2枚目にありますとおり、16時30分までの予定で進めさせていただきますと存じます。

内容に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧をごらんください。今お話しした議事次第、その後ろに出席者名簿がついております。それから配席表。それから、本日資料としては参考資料も含め6つほどお配りしております。資料1、これA4横になりますが「委員意見とその対応について」。それから、その他はみんなA4の縦にA3の折り込みが入ってるものになりますけれども、資料2が「計画策定に当たっての基本的な考え方について」。それから資料3が本日のメインになります「基本計画(素案)」。資料4がその素案の「参考資料」。それから資料5として1枚紙ですが「段階計画の策定について(案)」というをつけてございます。それから、参考資料としまして、第1回の委員会の議事録、これは全文が載ってるものですね。皆様にも事前に確認をしていただきましたが、これをお配りさせていただいております。不足している資料がありましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

そういったしましたら、委員会の開催に当たりまして、平野委員長からごあいさつをお願い申し上げます。

○平野委員長

平野でございます。

本日はほとんどの委員の先生方にお集まりをいただきましてありがとうございます。

前回5月27日に開催をしたわけでございますが、大変活発なご意見をいただきまして、その上で今回第2回ということでございますが、1カ月もない、27日から今日は20日ですよ。事務局も大変であったと思います。とりまとめはご苦労されたことと思いますが、全体を通じまして4回、基本計画(案)をまとめますのは3回目ですとまとめるということでございますので、この2回目が非常に大事な委員会でございます。どうか皆様方のご協力を得て、活発なご意見をいただいて、良い計画にまとめていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○舟久保副所長

ありがとうございました。

次に、本日ご出席の委員及び行政委員の皆様を紹介させていただきます。本日ご出席の委員及び行政委員の皆様につきましては、配付いたしました出席者名簿のとおりでございますので、申しわけありませんが、これにてご紹介にかえさせていただきます。

なお、委員の皆様については8名、行政委員の皆様については7名、計15名の方にご出席いただいております。行政委員を除きました委員の皆様、ご出席が9名中の8名と過半数を超えておりますので、委員の皆様には第1回目のファイルをお配りさせていただいておりますが、

要綱に基づき委員会として成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますが、これからの進行は平野委員長にお渡ししたいと存じます。平野委員長、よろしくお願い申し上げます。

○平野委員長

では、早速議事に入らせていただきます。

○舟久保副所長

報道機関の方におかれましては、これからの撮影はご遠慮ください。よろしくお願いいたします。

○平野委員長

まず最初は「委員意見とその対応について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○舟久保副所長

事務局から簡単に説明させていただきます。資料1「委員意見とその対応について」をごらんください。

お聞きいただきますと、前回の第1回委員会で各委員からいただいたご意見、また、後日、当日ご欠席された委員のところに伺ってご説明させていただき、その時にいただいたご意見をそれぞれ各意見ごとにまとめさせていただきました。各先生ごとにまとめさせていただいておりますけれども、それぞれご意見について、今回の資料の中のこういったところにその意見を反映させているか、それを記してございます。例えば、朝廣委員のご意見で、「現在も生きている、日本人のアイデンティティを感じさせる場所であり、世界に誇れる日本の始まりの地であると位置づけてほしい」ということにつきましては、ご対応としまして、この後説明いたしますが、基本理念及び基本方針の前文において「平城宮跡は我が国の歴史と文化の始まりの地として、世界に誇ることでできる国民共有の財産であり」というようなことを書かせていただいております。

また、1ページおめくりいただきまして尼崎委員につきましては、後日お伺いした時にお話をいただいた件ですけれども、宮跡というのは、今現在散歩に来る方であるとか、観光に来る方、こういった方々いらっしゃるわけですけれども、どちらもが利用可能な空間整備をおこなうべきではないかというご意見をいただいております、それにつきましては、本日の議題の中にゾーニングの話がありますけれども、ゾーニングにおいて、主に歴史・文化体感・体験学習というのをおこなうゾーンと、またその他の多目的な活動をおこなうゾーンというのを大別して、これを分けるようにしてる、また、どちらもおこなえるようにしてるというようなことをしております。

と言いましたとおり、各先生方のご意見について、こういったご対応をさせていただいたかということを書かせていただいておりますので、それぞれごらんになっていただいて、何か不足しているところがないとか、実際こういった対応をしてるかということについてはこの後の基本計画の説明の中でむしろご確認いただければと思いますが、ちょっとこの資料を見てご確認いただけたらと思います。

以上です。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。特にご質問、ご意見ございますでしょうか。後ほどでもよくごらんをいただいて、私の言ったのと違うとかいろいろご意見があろうかと思っておりますので、その辺は中で言っていただくことにしまして、これは一応の資料として受けとっていただけれ

ばと思います。もちろん訂正がありましたら訂正をその後させていただくということにして、時間の関係もごさいますので、次の議題に入らせていただきます。

次は「計画策定に当たっての基本的な考え方について」でごさいますが、いかがですか。

○藤野所長

それでは、資料2と、若干、資料3の頭の基本理念、基本方針あたりを一緒にご説明していきますので、2つの資料お手元をご用意いただきまして、ご説明申し上げたいと思います。

資料2の1枚目でごさいますが、こちら、前回もご説明いたしました内容に、各委員の皆様方からご指摘いただきました内容を反映し、整理をさせていただいた内容でごさいます。一番ポイントになる部分については、基本的考え方についてどういうふうな内容を記述すべきかということで、赤で書いてごさいます点について大きく変わっておりますので、ご説明いたします。

ご指摘ごさいましたとおり、平城宮跡は発掘が常におこなわれているということで、調査研究が継続されるという、こういう側面をとらえて、新たな知見を積極的に活用していくという内容を加味させていただいております。

それから、2番目の歴史空間の体感、体験といった部分につきましては、平城宮跡単独の景観とかいう話だけではなくて、周囲の景観、こういったものを反映するようにというお話がございまして、こちら最初の方の文言で、周囲の景観、あるいは往時の平城宮及び古代国家といった内容で、より広がりを持った内容を記述させていただいております。

それから、一番最後に、平城宮跡にあります地下遺構、出土品、そういった本物があるということを活かして、これを見せることができる環境を整えていくといった内容を踏まえてごさいます。

それから、3番目の古都奈良の歴史文化を識る拠点につきましても、平城宮の周辺の文化遺産といったものとの連携といったものを明記させていただいております。

それから、4のほうでごさいますが、最後のところで、地域住民、ボランティア団体だけではない、という話がありまして、来園者、あるいは観光客といった観点もごさいましたが、そういったところでいろいろ想定できますので、多様な主体の方々の管理・運営への積極的参加といったことで文言として加えさせていただいております。

2枚目のほうでごさいますが、基本的な考え方を受けまして、基本理念あるいは公園づくりの基本方針といったものをどういうロジックで考えたかというのを図示をさせていただいたような形になってごさいます。先ほどいただきました、前回委員会で揉んでいただきました基本的考え方を踏まえて、今回基本理念を提案させていただいております。そういったものを受けて、基本方針の柱立てを整理させていただいているという形でごさいます。こちらの基本理念、基本方針につきましては、資料3をお開きいただければと思います。

朝廣委員のご指摘の部分でもごさいましたけれども、基本理念の部分で、平城宮跡に関して律令国家の完成、万葉集をはじめとした古典文化の舞台となった奈良時代の都といったものの中で、我が国の歴史と文化の始まりの地として、世界に誇ることのできる国民共有の財産であるということと、地域にとってかけがえのない宝といったところ、それから前回から申し上げておりますとおり、国営公園整備に当たりましては、文化庁が作成しておられます基本構想推進計画、こういったものを踏まえた上で設定していくということを前文的に書かせていただいた上で、「奈良時代の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時

代を今に感じる”公園空間を創出する」といった言葉を理念として事務局としては提案をさせていただいているということでございます。こちらにつきましては、個別に上野委員からもいろいろご指摘をいただいたりとかもあったんですが、そのお言葉の中で、やはり有名な古事記の和歌、ヤマトタケルの和歌、あるいは万葉集の小野老の和歌、こういったものもいろいろ心根の中で考えていくべきじゃないかというご指摘もいただきまして、参考として書かせていただいております。解説文の中で、こちらも釈迦に説法になりますが、今ほど申し上げましたとおり、歴史と文化の始まりの地、奈良といったところを背景として考えておりますということを書かせていただいております。

それを受けまして、基本方針といたしましては、先ほど申し上げました基本的考え方の中の赤字で入れた部分、とくに、調査研究が継続して知見等々が新たに発見されて成長していくような部分、それから平城宮跡という場所を活かして地下遺構とか本物を見せていけるという内容、あるいは種々の景観と相まったプロデュース、こういったものを含めた上で基本方針を4つ、前回提案したものと項目は変わりませんけれども、内容的には記述を強化させていただいたということでございます。

それからあわせて、資料3の4ページ目に、その辺の基本方針、理念を受けた上で体感・体験的歴史・文化学習機能、あるいは歴史・文化交流拠点機能、観光ネットワーク拠点機能、自然的環境保全・創出機能、多目的レクリエーション機能、利用サービス機能という6つの柱立てにこちらを整理させていただいて、今回の公園の導入すべき機能、基本理念、基本方針、導入すべき機能という形で整理をさせていただいたということでございます。

資料3の今の5ページ目までに関しましては、前回の資料の内容をアップデートさせていただいて、今回提示をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。今、基本理念及び基本方針と導入すべき機能について説明をいただいたわけですが、議論に入ってよろしいですか。

では、今報告していただきました原案をもとにいたしまして議論を進めてまいりたいと思います。基本理念及び基本方針と導入すべき機能というのは大変この後の計画に大きな影響をもたらす大事なものでございますので、ぜひいろいろご意見をいただければと思います。どうぞ、どなたからでも、どこからでも結構でございますので、どうぞ。

○田辺行政委員

前回、私と何人かの先生方から調査研究との関係についてご意見が出されて、大分強調していただいていると思いますので、その部分は結構だと思うんですが、なかなか難しいという話を、要するにこの公園はエンドレスの公園という話を、なかなか表現としては難しいねということだったんですけども、やっぱり今までの遺跡博物館ということの継続で考えた時に、発掘調査・研究による成果を反映するんだという、それを最大限に活かしていくんですよという、これは基本で強調されて結構なんですけども、問題は、この間もちょっと現地を見られた時にそういう話も出てましたけども、その発掘の成果を反映した整備が現にあるわけですね。だけど、その整備そのものが劣化してるという部分と、それから、もっと新しい手法があるんじゃないかとかね。つまりその整備そのものも研究対象なんですよ。それが要するにエンドレスだというのはそういう意味を含めて、今ある遺跡の表示、整備というのが完結してるわけで

はない。つまり発掘成果を新しい発掘区域で表現するというだけでなく、今まで整備されたものも実は見直し、新しい技術が出てくればそれに合わせて変えていくという、改変していくということもありますので、つまり整備そのものの研究みたいなものが、やっぱり、いわゆる、エンドレスにつながっていく中身だろうと思うんですね。ですから、そういうエンドレス的な表現は難しいんでしょうけども、そういう部分は表現としてあったほうが良いんじゃないかと思うんですね。一度整備したから終わり、ということではないということは、これまでもそうだったわけですし、恐らくこれからもそういう成果がどんどん出てくるだろうと思うんですね。だから、どういう文言がいいのか…、やっぱり基本方針の一番冒頭のところぐらいで考古学的知見のあたりにもう少し、例えば遺跡整備の手法の技術的な発展に伴ってそういったものを取り込んでいくんだとか、何かそのような表現なのか、ちょっと考えないといけないんでしょうけども、そのような文言が一言あったほうが良いのかなという印象を持ったんですけれども。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。文化財のほうでは保存の問題で随分ご苦労されておられますので、今のようなご指摘も当然あることであろうと思いますし、復原そのものにもいろいろとご意見があることだろうと思いますので、どうでしょうか。この1番目の歴史・文化資産の保存・活用の書き方ですね。その辺でもう少し強く今のニュアンスが言えないかどうかということですね。

はい、どうぞ。

○藤野所長

事務局としては、こちらの2行目の「今後も継続される発掘調査・研究により蓄積される」という部分で、今、田辺委員からお話ございました、今後も継続的に発掘調査・研究をやられていくんですよということを申し上げた上で、成長していく知見といいますか、これから増えていく知見、それも最大限に活かしていくということを申し上げてるつもりでございまして、個別に整備手法というところまではちょっと表現はしていないんですが、実はそのニュアンスというのがこの2行に、私どもとしては込めたつもりではあったのですが、こちらのほうでいかがでしょうかという意味でのご提案だったんですけれども、いかがでしょうか。

○平野委員長

恐らくそういう意味で書かれてると思うんですけども。例えば、常に最大限に活かしていくとか、何か要るんでしょう。もうちょっとニュアンスが要るような気がします。

はい、どうぞ。

○尼崎委員

今のご意見、まさにそうだと思うんですね。特別史跡であるということをはっきりと認識する文言が最初にないと。基本的な考え方ですから、それを前提にするんだということを通認識を持つということをはじめて明確にすべきですね。当然、発掘調査をはじめ、それから整備も含めた事業が永続的に展開されていく場なんだということも、これも通認識を持つ、そういう文言が必要だと思います。ですから、一般的な言葉よりも、そういうところはやはり具体的に書かないと、文章だけがひとり歩きしちゃうと、委員の中では通認識が持てていても、それがそうでなくなっていく可能性がありますので。プロセス展示というのはそういう意味なんですけども、そこで発掘調査が行われて整備されていく動きそのものが公園の重要な要素なんだ

ということを明確に書いたほうがいいんじゃないかという気がいたします。

○平野委員長

なかなか文章として書くのが、どこまで書き込めるか難しいところですね。何かこの最大限に活かしていくという辺の書き方をもう少し変えていくと書けるかもしれませんね。

○西村委員

関連して。前回休んですみませんでした。

今の尼崎先生のご意見に賛成で、特別史跡としての指定の趣旨を尊重するとか、そういう文言があって、だからこそ保存するということになると思うんですよね。ですから、そういう工夫があっていいんじゃないかなと思うんです。同時に、ここは世界遺産にもなってるので、世界遺産としての趣旨も尊重するというのも書き込んだほうがいいのかとも思えるんですね。といいますのは、恐らくこれは公園事業が始まると、ある種の現状変更なので、この書類そのものが、もちろん文化庁の現状変更の手続にかかると同時に、ユネスコに行って世界遺産センターのほうにこういうふうなことがおこなわれるということを報告しないといけなくなるわけですね。ですから、恐らくこの文章を英語にして出さないといけないと思うんですが、その時に、世界遺産を尊重してるとかいう言葉がないと、趣旨が非常にわかりにくいというものがあるので、できれば基本方針のどこかにそういう文言も入っていると、インターナショナルには通じやすいんじゃないかなと思いますけど。

○平野委員長

ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきました。書き出しのここの特別史跡平城宮跡の指定の趣旨及び世界遺産としての趣旨を活かしてとか何か、はじめのほうの書き方を少し検討されたらどうですかね。

○内藤行政委員(代理:田中)

文化庁ですけど。先ほどの西村委員のお言葉をちょっと踏まえまして、ご承知のとおり特別史跡平城宮跡は平成10年に世界遺産「古都奈良の文化財」ということで世界遺産に登録されております。記載されているというのが本当なんでしょうけど。それで、その中核的な構成要素ということで特別史跡平城宮跡がなっておりますので、国営公園化されれば、世界遺産の中核となる国営公園であるというようなことも考えられるというふうに思っております。そういうことでありますので、特別史跡平城宮跡はもちろんでございますけれども、その周辺地域につきましても世界遺産「古都奈良の文化財」の緩衝地帯、いわゆるバッファゾーンというようなことになりますので、そういう周辺地域においても、世界遺産であるということも含めて、平城宮跡指定地域にとどまらず、緩衝地帯であることにつきましても、景観とか、または周辺環境の保全とかいうようなこともあわせて記載をしていただければというふうに思っております。

それと、西村先生がおっしゃったとおり、世界遺産委員会のほうに私どもがつくった推進計画とともに、これも同じように委員会のほうに報告するというように恐らくなるというふうに私どもは思っております。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。今の周辺景観と言われたのは、この宮跡の区域のさらに外側という意味ですか。

○内藤行政委員(代理:田中)

宮跡の周りがバッファゾーンという形で…。

○平野委員長

宮跡のさらに外側。

○内藤行政委員(代理:田中)

外側がバッファゾーンという形で世界遺産としての構成要素…構成要素はあれですけど、報告されているものがございますけど、そういう周りのものも含めて守っていかなくてはいけないということになってます。

○平野委員長

そういう意味では、世界遺産と書いておけば、尊重するという趣旨を書いておけば大丈夫、含まれてるということになるわけですか。

○内藤行政委員(代理:田中)

なると思います。

○平野委員長

わかりました。今のご意見を踏まえて少し事務局のほうで原案を考え直してもらえればと思います。

○藤野所長

今お話ございました特別史跡であるということをお話でございませうとか、世界遺産としての趣旨の尊重といったものにつきましては、大変重要なお指摘いただきましてありがとうございました。こちらにつきましては基本方針の中に明記させていただくような方向で対応させていただきたいと思っております。

それから、私どもとしては、当初はこちらにありますように言葉としてちょっとぼかしたような形にさせていただいておったようなところもあると思っておりますので、尼崎委員がおっしゃいましたとおり重要なところだというご指摘もございましたので、そちらにつきましても文言の中で改めて整理させていただいて、次回提示させていただきたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○平野委員長

はい、お願いします。

何かほかのご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○朝廣委員

今回基本計画を決めて、その後設計に入られて、整備が始まるのは大体いつごろの予定であるのか、そういう目処がおありなんでしょうか。その辺で、何十年も先のことを今議論しているのか、もう何年か先には始まるということで具体化したことまで考えながら進めているのかお尋ねしたいんですが。

○平野委員長

事務局からお願いします。

○藤野所長

後ほど資料5のほうでもお話ございますが、計画としていつのことを目指しているのかということにつきましては、これは完成形を目指した議論をやっているのが前提として思っています。ですから、全体の整備が完成するのは多分50年とか60年とか100年とかいうスパンになるようなお話になるんですけれども、実際ここで議論していただきました内容の中で、す

ぐに着手していくような話につきましては、今年度後半あるいは来年度の頭ぐらいから、できるだけ早い段階で地元のためになるような形で整備を開始できればというふうに思っておるところでございます。当然その中では先ほどもございましたけれども、1300年記念事業の展開といったものも私ども念頭には置いておりますので、こちらのほうと連携して国営公園整備事業ですね、展開していくような形を考えております。

○朝廣委員

ありがとうございます。前回ちょっと構造物と、1300年祭の時は仮設でおこなうというような意見が随分出てたかと思うので、その辺のところをちょっと確認したかったので、ありがとうございました。

○平野委員長

ほかにご意見ございませんか。

○舟久保副所長

ちょっと今の朝廣委員のお話があったので補足させていただきますが、1300年イベントについては、イベントのために必要な施設を整備するということがありまして、私たちのほうは国営公園として必要な施設を整備していくということがあると。その中で、両方の必要性ということが一致して、またその時期が合うのであれば国営公園として事業すると、そういった施設についての整備を進めることもあるというふうにご理解をいただけたらなと思います。

○朝廣委員

すみません。了解いたしました。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○内藤行政委員(代理:田中)

文化庁でございます。19ページでございますが、(2)の利用サービス……。そっちの話でもよろしいですか。

○平野委員長

それはまたもうちょっと後でお願いできますか。今は機能の辺までご意見がございましたら伺いをしたいと思っております。

はい、どうぞ。

○藤井委員

先ほど田辺委員のほうからのご意見がありましたけれども、私もそう思うんです。諸先生方も、これが継続的に調査研究が進んでいって、しかもその復原とかさまざまな形のものを実験的といっちゃいいでしょうか研究的に進んでいく状況です。私も、建築あるいは施設をどうやって復原していいのかという問題は、これは継続的にずっといろんなバリエーションが積んでいく問題だと思ってるんですが、そういうふうなことをもう少し、この基本方針の中ですと古代国家の歴史・文化の体感・体験というか、あるいは上の保存・活用のところにもう少しやはり入れていただけるといいと思うんですが、この文面見てますと、やっぱりその成果があって、来た人がそれを受けるとというふうな形の印象が大変強くて、成果というものはいつも動いてるのであるというふうなことが、それで動いてるのだから当然連動して体感・体験というのは変わっていくんだというふうな、そういうことがもう少し書いてあると大変にうれしいというふうに思うんですけれども。

○平野委員長

はい、わかりました。先ほど事務局のほうからもその辺を含めて文章を検討したいということですが、そもそもは今後も継続されるというところではなっているつもりにはなっていないと思うんですね。ただ、今のご指摘でいろいろともっと強くというご指摘がございますので、その辺は事務局でひとつ原案を考えていただくということをお願いしたいと思います。

ほかにごありますか。

では、また関連で出てくることもあろうかと思いますが、次のテーマに入ってまいりたいと思います。まず公園区域につきまして説明を事務局からお願いします。

○舟久保副所長

公園区域と、それからゾーニングまで、2項目について説明をさせていただきます。

まず公園区域からです。6ページをごらんください。公園区域の考え方として、まず基本的な考え方を記しておりますけれども、本公園は、特別史跡平城宮跡の一層の保存、活用を図るということを目的に設置される公園でありまして、国と、県が中心となる地元が連携して一体の都市計画公園として整備をおこなっていくということを考えております。そういうことですので、公園区域については、まず特別史跡平城宮跡の区域、これを中心とした上で、先ほどご説明させていただきました導入すべき機能、これを満たすのに必要な区域を設定していくというふうに考えております。

資料のほう、導入すべき機能の実現に必要な区域ということで、それぞれの機能の話が書いておりますけれども、総じていいますと、8ページのほうにその区域全体の話が書いておまして、8ページの四角囲みを見ていただきたいと思うんですが、例えば体感・体験的歴史・文化学習機能、こういったものは、例えば地下遺構の公開であるとか復原整備、それから同施設を用いた催し、こういったものをおこなうものですので、遺構が既に保存されていて、その表現形をあらわすことができるというんですか、発掘成果を活かすことができる特別史跡の区域ということが望ましいのではないかと。一方で、例えば歴史・文化交流拠点機能であるとか観光ネットワーク拠点機能、こういったものについては、やっぱり一定の施設整備を伴う中で、遺構保存の観点ということも併せ持ちますと、あと利用者の利便性であるとかそういったことも考えますと、特別史跡の区域の隣接地にこういったものを設けることが望ましいということがあるのではないかと。

それから、体感・体験的歴史・文化学習機能という中で、先ほど往時に思いをはせることができるような景観形成という話を機能の具体的な方針として述べさせていただきましたけれども、そういう往時の景観を保全するというのであれば、特別史跡の区域、こういったものの隣接地に景観形成上必要な例えば遮蔽植栽等を設けるということが必要ということもあるのではないかとというふうに考えておまして、それぞれ細かいところについては6ページ、7ページのそれぞれの機能ごとにこういった区域が必要でないかということを書かせていただいております。結果、公園区域全体としては、8ページの囲みにあります、まずは特別史跡平城宮跡の公有地の区域、それから平城宮に至るところのメインストリートになっていた史跡平城京朱雀大路跡の公有地の区域。公有地の区域とっておりますのは、まず遺跡について公有地化がなされた後に発掘調査・研究がなされて、その成果を活かした形での保存整備が今までなされてましたし、それができるということでこのように書かせていただいております。それから、特別史跡平城宮跡の隣接地であって、かつ公園のメインエントランスとなるような区域、それ

から景観形成上必要な特別史跡平城宮跡の隣接地の区域というのが都市計画公園の検討区域としてふさわしいのではないかとこのように考えておりましたが、9ページにA3の紙で区域書いてますけれども、前のほうにもちょっと映しておりますが、真ん中の黄色い部分ですね、これが特別史跡の公有地の区域と、それから南側にある水色のところが、これが史跡の公有地、その両側がメインエントランスとしてふさわしい区域になるのではないかと。また、市街地景観に対処することを考えると、特別史跡の右下にありますけれども、こういった区域を景観形成上必要な隣接地の区域として取り込むことが必要ではないかとこのように思っております、この図でいいますとオレンジ色の破線で囲まれた区域、これを都市計画公園の検討区域としてこの後のゾーニング、それから施設計画、動線計画等にも反映させていきたいと考えているところでございます。

公園区域については以上でございますが、引き続きゾーニングの話させていただきます。11ページにゾーニングの話が書いてありますけれども、そもそもゾーニングはなぜおこなうのかということですが、これは公園全体を用途や機能等の観点から大別して、広い公園全体を調和のとれた整備管理をおこなうためにこれをおこなうというものでございます。

本公園のゾーニングにつきましては、そもそも特別史跡の区域につきましては、文化庁さんが策定された特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画の中で、一定の整備ゾーニングというのが示されております。今パワーポイントのほうで前のほうに映してありますけれども、皆様にお配りしてる資料では資料4の1ページ目ですね、これに同じものを掲載しておりますが、このような整備がなされておまして、実際の公園としての利用を考えた時にも、埋蔵文化財の発掘調査、それから復原に係る状況の違いを主として区分しまして、ここはやはり中心となるのは歴史公園ということがあるわけですから、これを中心として区分し、一方で、これまでの宮跡の利用状況というのがありますので、この利用状況を勘案して、また公園としての機能の充実を図るようその位置づけをおこなうことが適当でないかということもゾーニングの基本的な考え方としております。模式図で示しますと12ページに示しているのがそれになるわけですが、下側が特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画における整備ゾーニング、それを発掘調査・研究、それから遺構の表示の状況ということから区分しますと、大きくそれが進められてる区域と、未発掘の遺構がまだ保存されてる、これからの活用を待っているような地域と、その上に公園の機能をかぶせて、結果13ページで示しておりますとおり、ゾーニングとしては、大きくはゾーンの役割として3つ、また、配置を考えた時には大体4つぐらいに公園全体を区分できるのではないかとこのように考えております。中心部が「歴史・文化体感・体験ゾーン」ということになりまして、その両側に「歴史環境活用ゾーン」と言われるゾーンがある。また、メインエントランスとなる場所に集約的に施設を設ける「メインエントランスゾーン」というのがあるという考え方でございます。

15ページのほうを見ていただきますと、ここに各ゾーンの位置づけ、性格というものが書いておまして、改めての話になりますが、「歴史・文化体感・体験ゾーン」というのは、特別史跡平城宮跡の中央及び南東部に位置しており、比較的発掘調査・研究が進められ、主要な遺構が発掘されていると、その成果を活かした形の遺構の復原表示というのが進められている区域。こういった場所では、遺跡の発掘調査・研究の成果を活かした遺構の復原表示、また同施設を用いた催しを実施するということが可能であって、それにより導入すべき機能のほうで示した体感・体験的歴史・文化学習機能、こういったことを満たすことができるので、これをそ

ういった「歴史・文化体感・体験ゾーン」として位置づけようということでございます。

それから、一方で「歴史環境活用ゾーン」といいますのは、これは特別史跡平城宮跡の今東西に位置してまして、未発掘の遺跡が保存されている区域であると。こういったところでは現在散策その他の多目的スペースとして活用されているという実態がございます。また、特に西側については池沼・湿地等のまとまった自然環境が広がっているということもございます。

皆様にお配りしている資料4では5ページにそのあたりの自然環境資源の存在状況であるとか、また6ページに今現在行われているレクリエーション活動の状況というものが記しておりますけれども、そういったことを考えますと、こういった周辺の地域は中心部のバッファ的なゾーンとして、将来の活用が期待できる資源、未発掘の遺跡が保存されており、また「歴史・文化体感・体験ゾーン」から見た宮跡の広がりや周囲の眺めを確保する区域として過度な施設整備をおこなうことがなく、一方で宮跡が現在貴重な緑のオープンスペースとしてさまざまな活用がなされてるということがありますので、そういう活用を受け入れる区域とするゾーンとしてはどうかということでございます。

ただし、このゾーンについては、そもそも未発掘の遺跡が保存されているという状況があるので、発掘調査・研究がおこなわれる際にはその様子を公開することなどを通じて、やはり体感・体験的な歴史・文化学習機能を担わせるということが重要であると思っておりますし、また、その成果次第では新たに「歴史・文化体感・体験ゾーン」への見直しをおこなう、中心部がだんだん広がっていくということもあるのかなというふうに考えてるところでございます。

それから、ゾーンとしてはもう一つ「メインエントランスゾーン」がありまして、これについては往時の平城京のメインストリートであった史跡平城京朱雀大路跡一帯を含む区域であって、本公園のアクセスの中心となり得るところでもありますので、ここで各種の公園の利用サービスを向上させるような取り組み、本公園のガイダンス等をおこなう利用サービス施設を設けたり、また古都奈良全体の歴史文化情報の発信や交流イベントの会場となる施設、また奈良観光の入り口として観光ゲートウェイ機能を持たせるための施設であるような、そういうメインエントランスにふさわしい施設を集約的に設けるゾーンとして、特別史跡区域の外ということもありますので、設けてはどうかというふうに考えているところでございます。

このゾーンの中でこれからの各種施設計画等をおこなっていくということになるわけですが、とりあえず区域とゾーニングについては以上で説明を終わります。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。今の区域とゾーニングの考え方につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐藤委員

ただいまの13ページのゾーニングの計画案の図なんですけれども、概ねはこういうふうな感じになるのかなという気もするんですが、例えば西大寺駅から西のほうから入ってきた時の現在の平城宮跡の資料館があるあたりというのは、やっぱりメインエントランスとは違った意味でのサブエントランスみたいになるでしょうし、それから通称一条通りと呼んでるんですけども、現在覆屋のあるあたりも今のところは1つのエントランスのようになって、そういうところも、私はエントランスというのはやっぱりメインだけではなくていくつか必要じゃないかなというふうに思っているんですけれども、それがちょっと「歴史環境活用ゾーン」という緑

色の中でどう位置づけられるのかが気になって。恐らく、これも一応こういうふうゾーン分けしてますけれども、だからといって緑のところでは、既にこれまで造酒司の井戸という、大きな井戸が整備されていたと記憶するんですが、そういうようなところは東側の「歴史環境活用ゾーン」の中に入ってると思うんですけども、必ずしもこの中で、例えば発掘調査で明らかになった遺構を全く表示しないということでもないし、私はこういういくつかのそれぞれのゾーンの中のそういう見ていただきたいようなスポットをネットワークで組んで回っていただくような、時間が2時間で回る人たちもいれば、30分で回るコースもあってもいいと思うんですけども、いろんな形で自由に歩き回っていただくというようなことを考えた場合は、もうちょっとフレキシブルな、ゾーンはここでは決めるけれども、柔軟に考えていいのではないかなというふうにとちょっと考えております。

それと、ちょっとお願いしたいのは、一応公園の区域がこうなるということも理解はしたのですが、私としては、やっぱりできれば平城宮跡の外周を1km四方に250m、750mですか、東側に出っ張ってる外周を歩いて回りたいという、南のほうなどはちょっと固まりで残っておりますし、東側も法華寺の集落の中の道を歩くと、昔の築地塀のところはかたくて道路で残ってるわけですね。それで、門のところは壊されないで、道がコの字型にわざわざ残っております、こういったところもできれば、この公園の線の外になるのかもしれない、整備事業の外になるのかもしれないけれども、それは別に道路を歩けるような形で整備していただいて、1周回れるようなコースもぜひつくっていただきたいというふうに思っております。ゾーンということを考える場合に、それにあまり縛られないほうがいいんじゃないかということをとちょっと考えて発言いたしました。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。今の佐藤委員のご指摘の内容はこれから詰めていく過程では当然出てくることとございまして、配置計画、施設の配置とかいろんな話で今おっしゃった、例えばサブエントランスの話とか、いろいろ対応していくことが出てくるだろうと思います。ゾーンとしてマクロにこの性格を言っていく時にこれでいいのかという意味でいかがでしょうか。よろしいですか。マクロにはこんな形でまず分けるんだよというレベルでございまして。

○田辺行政委員

今の佐藤委員のお話に関連するんですが、大きくは委員長おっしゃるようがいいんだろうと思いますね。ただ、先ほどの話にも出てましたように、将来調査が進んだ時に、その中で例えば東院地区なんか、良いものが出てくれば、少し赤いグループのような整備をしようとか、そういうことは当然出てくるので、そういう意味でもやっぱり動いていく公園なんですよ。だから、最初のところの基本的な性格づけに、やっぱり何らかの文言で欲しいというのを申し上げたのは、やっぱりそういうところで議論が出てきますので、大きくは現段階でのこのゾーン分けというのはこんな感じでよろしいんじゃないかと思っておりますけども。

○平野委員長

ありがとうございます。

はい。

○内藤行政委員(代理:田中)

すみません、私が見方が悪くなければ、歴史環境活用ゾーンの一部に、文化庁が今推定宮内省跡の復原家屋の遺構表示、建物自体を復原してるところが、もしかしたら緑で入ってるよう

な気がするんですけども、そこは「歴史・文化体感・体験ゾーン」にしたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけども。既にもう文化庁で整備されてる分がありますので。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○小林行政委員(代理:町田)

恐らく13ページの絵で赤と緑のエリアの間にある白いラインにどれだけの意味があるのかということになってくるんだと思うんですけども、通常国営公園みたいに大きい公園の計画する時には、計画の段取りをつけていくためにこういうゾーニングというのをおこなって、今回のような全域が史跡じゃないような公園の場合は、地形ですとか自然環境ですとかもっと利用というところに重点を置いて、割と明確にこういうゾーニングをして、計画技術のひとつといたっておかしいんですけども、今回この平城宮跡の公園計画をする時に、このゾーニングって一体何の意味があるかというようなことは、この作業をする段階でも、事務局も私も本省のメンバーも打ち合わせする時にちょっと悩んだところでもあるんです。もっと細かく第一次大極殿院というゾーンをつくるべきかというようなことでかなり迷いました。だけれども、あまりにも細分化して、本来でしたら広場とか施設というふうに言われるぐらいのエリアまで細分化してゾーニングというのを議論すること自体ナンセンスじゃないかということで、むしろ緑だったり赤だったりするところはもっと線が太くて互いにオーバーラップしてるかもしれないし、先ほどのエントランスの機能はもちろんつくっていきますし、ですから非常に概念的に大括りにして考える時はこういうふうを考えてます。施設ですとか広場の計画を進める上では、当然その中で、本来だったら歴史・文化体感・体験という言葉のほうがふさわしいような施設計画というのが中に出てきます。けれども、大まかにこのゾーニングというものを頭の中に概念として描く時にはこんな感じかなというようなことで書いてるというところでちょっとご理解をいただきたいなと。むしろ、ではこのゾーニングに一体どういう意味があるのかという議論になると思うんですけどね。だけれども、大まかにいうと中心部の第一次大極殿とか第二次大極殿のエリアというのは、こういったものを中心として構成していこうと、東西の広場、現状広場のような空間になってるところは比較的利用みたいなことに重点を置いて考えていこうと、そういうような頭の整理で考えていただきたいなというふうに思っているんですけども。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○西村委員

2つありまして、1つは今のご意見ですけども、私もゾーニングにどれだけ意味があるのかというのを考えると、非常に大括りなゾーニングなので、オーバーラップをして先ほどのような意見が出ないような、うまく重なったようなゾーンの絵柄でもいいんじゃないかなというのが1点です。

それからもう1点は、これは私がもともと都市計画のせいなのかもしれないけれども、もう少し周りがどうなってるかという話が、後ろで動線計画が出てきますけども、なしでゾーニングというか、これができるのかなという。先ほど佐藤先生も、左から人が来るからあの辺がエントランスだという発想だと思いますし、周りが、国道があったり、いろんなものが周りにあって、周りをどう考えて、その中にこの非常に大きいところをどうその中におさめるかとい

う発想からいくと、何かこういうふうになる前に全体がこうだと考えると。だからこうなんだという、中からの論理だけじゃなく大きな論理から出てくる絵柄というのもあっていいんじゃないかと思うんですね。突然ここまで来ると周りが真っ白で、後ろで動線計画ありますけど、これはこう決まったらこう考えますみたいな感じなので、恐らくそうしないと、メインエントランスと言われても、中からの論理だけじゃなくて、やっぱり周りからの論理で決まってくる部分もあると思うんですね。どうもページをめくっていくと断絶があるような感じがするので、これが公園のつくり方の基本計画のスタンダードであれば私あまり言ってもしょうがないのかもしれないけど、外から見るとちょっとジャンプがあるなという感じがします。

○平野委員長

おっしゃるとおりだと思います。通常の議論ですと、ゾーニングを決めてる要素が明確に最初に示されて、それでゾーニングが出てくるというのが段取りだと思うんですね。ご指摘のように、これちょっと不足してないかなと、その辺の要素の表示がですね。それは確かに私も気になるところでございます。公園の設計はそうかというお話ございましたけども、公園の設計も昔はゾーニングと称してびしっとゾーンを分けた設計をやってるケースが非常に多かったんですが、最近の設計では、むしろ機能図的に表現をして、オーバーラップするものはオーバーラップしてでも表現をしていくという大まかな表現を最初にしておいて、それから細かい施設計画に入っていくというのが通常の状態になってくるんじゃないかなと、傾向になってるんじゃないかなと思います。そういう意味でも……

はい、どうぞ。

○尼崎委員

まさにおっしゃるとおりですけど、感じるのは、先ほど申し上げたような原理原則というか、前提条件をしっかり押さえてさえおけば、いつもはもっと自由な計画を出されてるように思うんですけど、ちょっと範囲にこだわっちゃって、逆に手が縮こまっているような気がするんですね。今、西村先生がおっしゃったようなデータが出てきてよいはずですが、そういう意味では最初の公園の区域の設定も非常に無難なことだけ押さえられて、本当はこういうふうな地域としての計画が必要なんだけどもとか、そういうところも論じられた提案のほうが共通認識をもて、いろんな意見も出しやすいのではないのでしょうか。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○上野委員

今、尼崎委員言われたみたいに、これやっぱり1つゾーニングがこういう形になっているというのは、史跡保存という観点でいくと、どこまでがという範囲で発想するんですけども、今度使う側ということでいきましたら、これからちょっと失礼に当たるかもしれないですけど、非常に意地悪な質問をするのでお答えいただきたいんですが、2010年にヨーヨー・マのコンサートは大極殿でできますか。ヨーヨー・マがもし来て、ここでチェロを弾きたいと言った時に大極殿でコンサートできますかね。

○平野委員長

どちらから答えていただければよろしいのでしょうか。

○上野委員

世界的なチェリストが大極殿で私は弾きたいんだと言った時に、我々それをできるのかという事です。ヨーヨー・マじゃなくてもいいですよ、谷村新司でもいいですよ、だれでもいいですが。

○(文化庁) (小野調査官)

すみません、私のほうからお答えします。

大極殿の建物自体は、人を囲い込んだ形で、滞留させた形で使うことができないという建築基準法上の位置づけがされておりますので、先生おっしゃるように、中でヨーヨー・マであろうとだれであろうとコンサートを開くという形は不可能です。ただ、前に舞台のようなものを設定して、そこでやっていただくということであれば可能ではあります。

○上野委員

これは朝廣さんが発案された、カップろうそくでやる燈花会なんです、その燈花会で、この地域でカップろうそくを3,000個点燈することは、これは可能ですか。

○内藤行政委員(代理:田中)

平城遷都1300年祭では、たしか朱雀門の周辺でそれをやるという計画があったような気がしますけど。何はともあれそういうことをするには、基本的に平城宮跡で、仮設であっても、場合によっては大きなものをつくる場合には文化庁長官の許可が必要ということにはなると思いますが、できなくはないと思いますし、文化財に影響が出るようなものであれば、ご相談の範囲で改善等していただく上でおこなうこともあるとは思いますが。

○上野委員

1つ申し上げますと、これだけやっぱり市街地の中に広大な空間をとっていると、やっぱり不満もものすごく蓄積していると思うんですよね。その時に、やっぱりここでよかった、こういう保存してよかったというふうに地域住民の方に言ってもらうためには、年に何回かは何かそういうようなことも、例えばバスの駐車場がやっぱりそういう場合必要だと思うんです。ちょっと佐藤委員から言われたみたいに、今修学旅行で平城宮跡に来るということはまずないわけですよ。東大寺と薬師寺を回って帰るわけですけど、やっぱり歴史を勉強してる者とか文学を勉強してる者としたら、平城宮跡を見てほしいというのがあるわけですよ。その時に、平城宮跡、例えば平城宮跡資料館、今、私、学生200人連れていったらどうでしょう。まずパンクしてますし、バスでもやっぱり停めるところがないというようなことで考えると、ある意味でこのゾーニングのところでこのところは非常に利活用のために利便性が非常に高いようなものをうまくつくるというような、何かそういう発想がないと、結局、考古学栄えて地域滅ぶ的な状況になってきてるんじゃないかという気がします。日ごろは静で、動と静でいえば静の保存でグレード高く、そして遺跡保存のために公園の空間はあるのだけれども、ハレの日には何かができるというような、そういうハレの日とケの日の使い方という発想でひとつゾーニングというのも必要じゃないかというふうな気はいたします。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきましたが、配置計画の議論をする時に、今のお話は十分に考えていくべき中身であろうかと思えます。

はい、どうぞ。

○藤井委員

議論が1つ戻ってしまうんですけれども、先ほどの例えば歴史・文化、13ページのゾーンを

見ていて、どうも釈然としないという印象を先生方がお持ちなのは、恐らくこれは図の4の21ページを拝見するとすごく明快にわかるんですね。というのは、発掘で地面の下のゾーニングというのは非常に明快にわかっていますから、例えば第一次大極殿院のところに両側から何かゾーンが食い込んできても、これ全然意味をなさないんですね。だから、実は下の発掘されてわかってる状況というのが極めて明快に上のものに対応してくるはずなんですね。だから、私むしろ図の4のような図を下敷きにして、復原図、あるいは発掘してわかった情報図を下敷きにすれば、極めて明快にゾーニングの次のステップが踏めると思うんですね。だから、ここはやっぱり特殊な公園でして、地下遺構の図をベースにされたほうが議論としては明快にできるんだと思うんですね。何もなくてどこでしたらいろんな可能性出てきますから、いろんな図が引けると思うんですけどね。これはもうしょうがないですね。これだと思うんです。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○佐藤委員

今の藤井先生の意見と似たようなことになるんですが、ちょっと私気になったのは、「歴史環境活用ゾーン」のところ、どうも何か導入機能というところの表を見ますと、15ページの表を見ますと、多目的レクリエーション機能とか自然的環境保全・創出とか利用サービス機能が書いてあって、歴史を体感するというのが括弧の中に入ってるんですね。これはやはり、私はこれらのところも、先ほど宮内省の建物をこれまでの整備で復原してあるところが緑の中に、この「歴史環境活用ゾーン」に入ってるんじゃないかというお話もあったんですが、つまり内裏とか大極殿とか朝堂院とかいうのは今でいうと皇居とか国会議事堂みたいのところだけがここでは「歴史・文化体感・体験ゾーン」に入っていて、それ以外の大勢の役人が勤めたようなところ、宮内省で復原された建物というのは一般的な一番よくあるタイプの役所の当時の建物を復原してあるわけですね。桁行10間、梁行2間の、一番こういう建物が普通の役所の建物ですよという、つまり、先ほど晴れと褻というのお話あったんですけども、当時の国会議事堂だけを整備して、大勢の下級官人が勤めて汗を流していたような場所が入ってないというのはちょっと私は問題かなと思って、これはもちろん森をつくるわけにはいかないと思いますが、現在のような草地であっても、散策できるような場所でもいいと思うんですが、そこもやはり歴史を体感する場所だというふうに位置づけていただいて、表の中の歴史を追体験する機能というのはやっぱり「歴史環境活用ゾーン」も、これはぜひそういう機能の中で把握していただいて、こういう場所から例えば春日山に上っていく月を見るとかそういうこともあるとは思いますが、それもやっぱり歴史の追体験だというふうに私は位置づけていただきたいと思っています。

○平野委員長

はい、大変貴重なご意見ありがとうございます。そういう趣旨は、これは導入機能の括弧をとればいいのでしょうか。

○藤野所長

私どもの考え方というのをちょっとご説明しますと、実は今最後に佐藤先生、藤井先生からいただいたお話というのが、私どもの中でもいろいろ議論になりました。一番最後のお話からいきますと、「歴史環境活用ゾーン」に関しては、眺望といったものに関しては、ここから見るものというのは非常に大切なものだというふうな解釈をしております、多分第一次大極殿

とか、あるいは回廊とかを自然環境を経て望むといったような景観といったものは大事だよねという話は中でありまして、そういうものも中に含めたいという思いはあったんですが、おっしゃいますとおり、それも体感・体験的なものだけということであれば、確かにそれはそうだなと今ちょっと改めて思っているところでございます。

ただ、1つ私どもとしてちょっと誤解をしていただきたくないのは、結果的に「歴史・文化体感・体験ゾーン」といったものが第一次大極殿、第二次大極殿とかそういった主要な設備があるところが中間になっているんですが、実は発掘成果がはっきりしていて、復原等々がとにかく体感、体験をするのにふさわしいだけの知見が集まっている箇所という考え方で体感・体験ゾーンというところをまず引いたという経緯がございまして、例えば先日文化庁さんのほうでご指導いただきました西側の佐紀池の付近に関しましても、西宮でございますとか、あるいは現在の平城宮跡資料館あたりには馬寮があるということもお話を承っております、そういったものについても将来的にはいろんな展開があるんであろうというふうには想定はしているんですが、実際のところ、じゃ、今発掘成果がきちっとしたものがあるかという、その辺はなかなかつらいものがあるというお話も聞いておまして、まだまだ発掘成果等々を含めて調査をした上で復原をしていかないといけないというのは、その「歴史環境活用ゾーン」といった形で、そういったものをまず後世に残していこうという精神をそこで明らかにしようと思った次第でございまして、まず、いわゆる後世の物の残し方ですね、その物の残し方として体験、体感ができるような遺構表示であるとか、いわゆる現物の復原といったものを忠実にやる部分は体感・体験ゾーンと。将来に残していって、またその折々で、先ほどございましたけど、その折々のまた新しい技術等々を使って復原をしていくというエリアを「歴史環境活用ゾーン」といった形に振り分けて、なおかつそれまでの間は自然環境を保全していくような機能をそこに持っておけば、バッファーとして無駄な用地空間を持つことにならず、いろんな活用をしていただけるという、こういう思想でこのゾーニングをやらせていただいたというのが私どもの本音の部分というか、先ほど副所長からご説明したようなところということを改めてちょっと申し上げたいなと思います。

ですから、決して、例えば官衙とか下級官僚のほうを無視してやっていたわけではなくて、発掘成果がそこが出てくれば、それに応じて発展していきたいなというふうに思っております。結果としまして、このゾーン区分と各ゾーンの考え方の中の歴史環境活用ゾーンの括弧で囲ってある体感とかそういったものについては、外すかどうかもまた含めて再検討させていただきまして、多分外すという方向のほうがいいのかなとちょっと思うんですが、そういった方向で対処をさせていただきたいというふうに思っております。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○朝廣委員

今、事務局からご説明いただいて、それもよくわかったんですけども、来る人にとれば、ここは発掘が終わってるから体感できるとか、終わってないからできないということとは違うと思いますので。あそこ全部がやはり体験、体感するところであり、このゾーニングというのがだれに何を示すためのゾーニングかというのがやっぱりいまちょっとはっきりしないから、どうしても迷ってしまうので、今おっしゃったようなことを踏まえて、やはり体験、体感とかいう言葉も含めて再検討していただくほうが私もいいんじゃないかなと思います。

○平野委員長

今までのお話で、体感、体験というのを「歴史・文化体感・体験ゾーン」だけに限定しては、この区域のゾーニングとしてはちょっと問題があるというふうにおっしゃっておられると思いますし、私も大変気になりますのは、例えばこの括弧書きを先ほど外したらいいじゃないかと言いましたのは、「歴史環境活用ゾーン」でもやっぱり体感、体験というのは非常に大事な要素なんだということを常に言ってなくちゃいけない場所なんじゃないかなと。前回の委員会の時に朝廣委員からご指摘がありました、ここに来た文化人なんか、皆さんエネルギーを感じるということを言われてるわけですね。それはやはり空間が持つものと、奈良時代の本当のエネルギーそのものであろうかと私は思いますので、それが消えていくような設計をしちゃいけないんですよ。基本的にいけないんです。ですから、その辺をもう少しこの文章の中にも残しとかなないと、次の計画に支障が出てくるんじゃないかなという気がいたしますので、もう一回、せっかく活かす話は出てるんですよ。なお書きか何かで発掘されたらという話、前段でお話あったことはここでちゃんと受けとめてるんですけども、そうじゃなくて、もっとあの空間そのものが大事なんだよ、体験するのに、体感するのに大事なんだよというイメージが常にこの区域も含めて残ってるような書き方をしていただく必要があるんじゃないかという気がいたしますね。その辺はいかがでしょうか。

○舟久保副所長

すみません、1つよろしいでしょうか。実はこのゾーニングを考える時に、事務局でいろんなネーミングを考えていて、この後の施設計画の話をするとうわりやすいのかと思うんですけど、真ん中は当初遺構復原体感ゾーンみたいな感じにしようとかいう話をちょっとしてましたね。というのは、やはり先ほど来から申しましてとおり、そこはその発掘成果が得られてるので、そういったことを表に表示しやすいということがありまして。ただ、第1回目の委員会でも再三先生方から、別にその復原は、要はものづくりが目的なのではなくて、結局ものづくりはその古代の歴史文化というのをまさに体感、体験させる、わかってもらおうというためにやるものなんだろうというお話がありましたものですから、やっぱり何かものをどうするかというネーミングはあまり良くないのではないのかなというふうにちょっと考え直して、結果的にはあまり一番よくわからなくなってしまったのかもしれませんが、「歴史・文化体感・体験ゾーン」というネーミングをつけて、そうでないところについては、やはりそうはいっても施設整備の観点からするとまだそこまではちょっとできない、施設整備はできないよねという話がある中で、こういった「歴史環境活用ゾーン」というネーミングをつけてしまつてると、そういう状況なんですね。

ですから、歴史・文化体感・体験というのをないがしろにするつもりは全くなくて、むしろ先ほど所長からも話がありましたとおり、中心部の復原されたものを前面に、そのバックに例えば山並みが見える、そういうところを歩くことがまさに体験、体感に資するということだっであるでしょうし、逆にそれが市街地景観との間のバッファーになってるからこそ中心部が生きるということもあるでしょうし、そういう意味からすると、中心部と周りがあるって、この空間全体が歴史・文化体感・体験に資する空間になってるんだと、そういうことも本当にあるんだというふうにはいるんですけど、なかなかうまいネーミングが思いつかないというか、正直なところ、その結果として事務局のほうでもこのような名称を出させていただいてるという状況でございます。

○平野委員長

はい。

○佐藤委員

今の話で大体わかるようなところなのですが、私がちょっと気になったのは、「歴史環境活用ゾーン」が導入機能のところで、あまり歴史とか文化とかいう言葉じゃなくて、自然環境とか多目的レクリエーションとか利用サービスというようなことばかりが書いてありますので、ここが平城宮跡であるというんじゃないじゃなくて、ここはどこにでもあるような広場、あるいは緑の広場でもいいんですけど、当面草地になってるのは遺構を保全するためにそうなってるのであって、古代にはここは広場だったわけじゃないわけですよ。いろんな役所が建ち並んでいた、今でいえば霞が関の官庁街みたいなところだったんだということは、草地を歩いていても頭の中では想像していただきたいというのが私の願いなんです。

ときどき史跡の整備で、芝生広場でもいいんですけども、そのようになってるところを見ると、あるいは水生の植物を植えてるようなところが、いつの間にかそっちが主になってしまっ、あやめ園があっ、これは本当は多賀城の中にあるあやめ園なのに、木製遺物を保存するために水生のあやめをたまたま植えてるだけなのに、市がつくっている看板見ると、あやめ園は向こうですって書いてあるんですね。多賀城のあやめ園とは書いてないんですね。これはやっぱり、ここは芝生広場であったとしても、これ平城宮の芝生広場であって、昔芝生広場であったわけではないということはやっぱり理解していただきたいなというふうにちょっと思ってるんですけど。もちろんそういう広場があっても私はいいとは思っておりますけれども、その場合に、ここが1300年前にこういう場所だったということを思いをはせていただくような広場であってほしいというふうに思っております。

○平野委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○小林行政委員(代理：町田)

次回に向けて、いろいろこういう気持ちでというようなことをお話申し上げたいんですけども、恐らく基本方針の4項目、随分前のページになっちゃうんですけども、4項目挙げてますけども、本当だったら一番上の「歴史・文化資産の保存・活用」という言葉ですべからく目的を言い尽くしてるはずなんですよ。恐らくそれと同じように15ページのゾーン区分と各ゾーンの考え方というのも、ひょっとしたらゾーン自体も何のためのゾーンだという議論があるんですが、ゾーン自体にも階層的な構造があっ、本当はこの歴史・文化体感・体験というのは全域に及んでいて、それでここで「歴史環境活用ゾーン」に裸の丸で書いてある導入機能は、それでもこういう利用もまあ現状許容するかというような気持ちなんですよ。この括弧書きで書いてあるものは全部に下敷きになってますよというようなところだと思うんです。その辺を計画技術的にどういうふうにかくとか、表現をやるかとか、図面で示すかというようなことが多分我々まだ未熟な部分で、普通の公園計画ではあまりこういう頭を使ってこなかったものですから、その辺ちょっと次回に向けて頭を使いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○平野委員長

はい。

○藤野所長

今、本省のほうからお話ございましたけれども、先ほど来ちょっと私どもも「歴史環境活用ゾーン」のほうから景観を見たらこうだとかいうお話をさせていただいてるのも、文章のほうにそれが書き切れていないということがございますし、実は上野先生からも別途ご指摘いただきましたように、例えば運動をするということが文化的資産としてどうかといったら、運動はだめだというふうなことも、またこれも拙速な議論であって、ポロでしたかね、オリエントを渡ってきてポロが流れてきた時に、毬を打つとかそういった古代の文化的スポーツとかそういったものをやっていたという背景もあるやにちょっとご指導いただきまして、そういった意味では、そういう往時を彷彿させるような、そういう行事とかいった意味で、それをやるための多目的なスペースとかいったもので、スポーツという言い方はちょっとあれかもしれませんが、そういう往時の故事をなぞらえたとかいうふうなこともあり得るんだよというご指摘を実はいただいて、そういった部分がちょっと私どもの不徳のいたすところで反映し切れていない部分がございます。

今町田調整官からお話ございましたとおり、そういったものも含めてこの場でちょっとお話、事務局からもちょうと言葉が足りなかった部分も含めて、次回またゾーニングについてご説明させていただきたいとは思いますが、1つございますのは、全体的にやはりこの体験、体感といったものはかかってくる、史跡保存と史跡の活用というものはかかってくるというところと、先ほど来出てますけど、発掘の状況から考えた時に大別できるのはこういうものがあるというところではご認識をいただいております。これが、ですからゾーンの決定ということではございませんが、こういったところを踏まえて検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○平野委員長

はい。

○上野委員

各委員から言われてることもおわかりになってるので屋上屋は重ねないんですけども、やっぱりある程度多目的レクリエーション機能というのは地域住民から使ってる広場を奪うということになりますので、その時に、それなりにふさわしい、例えばこの場所のネーミングが授刀寮だったら授刀寮のというような名前がついているとか、それとか、もう一つはやっぱり表示で、何々の跡で何々をやっているという感覚ですよね。役所でお酒をつくってたところですよとか、人事をやってたところですよというような、そういうようなものを含めた上で、ある程度地域住民に必要なものを残していくという工夫が多分必要になってくる。その時に、例えば授刀寮というんだったら、ポロをやっているのに熱中し過ぎて、雷の時には必ずみんな集まらなきゃいけないのに集まらなかったの、そこで散禁といって拘留されちゃったというのが万葉集の歌に出てきますので、そんな話が彷彿とするとか、そういう発想が恐らく周辺のレクリエーション機能の整備の時も必要だということだと思います。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。

ただいままでのご意見を含めて、このゾーニングと、区域のとり方は一応これでいかにざるを得ない点もあろうかと思いますが、さらにその周辺をどう考えるかというのは、考え方の中でまた検討する点がありましたら取り上げてということにいたしまして、ゾーニングにつきましては今のよう

なお考えを踏まえてもう一回書き直してみるということでご理解をいただきたいと思います。

では、次に入ります前に5分ぐらい休憩いたしましょうか。

(休 憩)

○平野委員長

では、再開いたします。この議案の中にあります施設計画から最後のほうの周辺整備の方向まで一括して事務局のほうで説明をお願いします。

○舟久保副所長

それでは、17ページ施設計画から最後、周辺整備の方向まで一括してお話をさせていただきたいと思います。

まず17ページをごらんください。今しがた各ゾーニングの話をさせていただきましたけれども、その際に簡単に申しましたが、施設計画については、まず主要な施設について、各ゾーンの位置づけ、これを踏まえまして、その用途を満たすために必要な施設を設置すると。当然のことですけど、まずそれが基本になるだろうと。一方で、国営公園としての利活用性の高い空間形成というお話もさせていただいておりますので、遺跡保存、それからこの宮跡が持つ広がり、景観に配慮しつつ公園としての利用のしやすさ、快適性、利便性の高い公園利用を実現するための施設、これを仮に利用サービス施設と言いますけれども、利用サービス施設について、適切な位置で適切な必要量を確保するということがあるのかなと思ってます。

なお、宮跡につきましては、既に公園的利用がなされてる場所としていくらかの施設がありますので、こういったものについては、公園利用・管理の観点から改めて検討・評価をおこなわせていただいて、活用できるものについては有効活用を図っていききたいなと思っています。

それから、これは先ほどから区域のところで国と、県が中心となる地元が一体の都市計画公園として整備をおこなうというお話をさせていただいておりますので、連携・役割分担として施設整備をおこなうということがあるのかなと思っております。

まず、各ゾーンの主要施設ということですが、最初の歴史・文化体感・体験ゾーンにつきましては、これは遺構の復原なり表示ができるのところだと考えておりますので、こういったところについては、一つ体感ということが、往時の平城宮の姿、広がりや体感してもらうためには、何かそこでやっぱり何らかの遺構表示をおこなうということがあるのかなというふうに考えておまして、これは十分な調査研究に基づいた原位置での宮跡の広がりを活かした実物大の復原または表示をおこなうということがあると思っています。

その後、歴史・文化体感・体験ゾーンと記しまして、各施設なり地区の主要なものを書きますけれども、アンダーラインが引かれてますのは、既に当初整備がなされてるものですが、これについて、そのまま公園施設として位置づけをおこなって、それが皆様にそういった遺構だということがわかるということ、往時の姿を想像できるようなものとしての管理をおこなっていききたいなと思ってるものでございます。

また、この建物復原や遺構表示の話につきましては、推進計画を踏まえてちょっと書かせていただいています。

まず、第一次大極殿院ですけれども、現在正殿が文化庁さんによって復原されている、これが2010年に供用される予定になってますけれども、この正殿は、もともとそれが築地回廊とい

うことで取り囲まれた空間の中で往時の営みがなされていたと、やはりそういったことを体感するためには、周辺にそういった取り囲む回廊というものが必要なのかなと思ってまして、まさに正殿が2010年に新しい建物として朱雀門の延長上にこれが配されるということもありますので、築地回廊について、やはりこれは同じように建物復原をしていくということが国営公園の整備の中でもあるのかなというふうに考えています。院内広場というのはその囲まれた空間の中、今、前にイメージ図を映してますけれども、この中でいうと灰色だとか道があるところの話です。

その他、第一次朝堂院については既に遺構表示がなされてるので、それを引き継ぐということがあるのかなと。また、これは後ほどアクセスのところで言いますけれども、平城宮跡の中では道の遺構が見つかる場所というのがいくつかございます。これにつきましては、利用者の利用動線になり得るとともに、やはりそこをまさに歩いていただくこと自体が体感、体験的な機能を持たせると考えておりますので、そういったものは利用上の必要性を見て、往時の幅員構成であるとか位置でもってしっかりつくることがあるのかなと思っています。

それから、内裏・推定宮内省、それから第二次大極殿院、第二次朝堂院、兵部省・式部省と順々に書いてありますけれども、基本的には今既にあるものをきちんと公園の施設として位置づけて活かすというようなことを取り組みとしてやっていきたいなというふうに思っています。

18ページのほうにいきますけれども、同じ「歴史・文化体感・体験ゾーン」の中で、もう一つ必要な施設として植栽とありますけれども、皆様にお配りしているもので21ページをちょっとお開きいただきたいと思うんですけども、これはもう既にご存じの先生方が多く、参考資料で8ページを見ていただければと思いますが、実は宮跡の中心部につきましては、今大極殿院の復原がなされてるのは、参考資料の8ページでいいますと上側ですね、奈良時代前半の平城宮の姿というのをあらわしています。一方で、既に遺構表示等、基壇復原などの遺構表示なされているところ、みやと通りの東側の部分については、下側の奈良時代後半の平城宮の姿というのをあらわしています。そういうことですので、このゾーンにつきましては、遺構の建物復原だとか表示をおこなうということとともに、時代区分の混乱が起きないように、真ん中にやっぱりきちんとした目隠しの植栽を設けて、それを東西で越えることで時代の場面転換があるというような、現在今既にいくらかの植栽なされてると、高木植栽があるところではございますが、それを充実化させて、そういう場面転換を感じさせるようなそういう演出を起こす必要があるのかなと思ってるところでございます。あと、周辺の景観保全の観点からの遮蔽植栽があるのかなと思ってます。

それから、18ページ、一方で「歴史環境活用ゾーン」、ちょっとこれについてゾーン名は考え直していきたいと思えますけれども、それについては過度な施設整備を行わないということで、多目的な活動をおこなうことができる広場の整備といったものが中心になるのかなというふうに思っています。またそこには、後ほど動線計画で言いますけれども、東西にサブエントランスが必要だろうと。このサブエントランスについては、これの玄関口に必要となるものとしての休憩・待合スペースであるとか、何か園内の案内・利用情報を提供するための施設といったものを配する必要があるのかなと思っています。

それから、19ページになりますが、一方メインエントランスのゾーンにつきましては、ここは特別史跡の区域の外ということもありまして、そういう中で公園のガイダンス機能を設けるであるとか、先ほど機能で申しましたが、古都奈良全体の歴史・文化情報の発信や交流イベ

ントの会場、また観光情報発信施設を設ける、こういったものを集約的に設けるというようなことを施設整備としては考えていきたいと思っております、これについて役割分担をしながらそれをやっていくようにしたいと思っておりますのでございます。

それから、19ページの下側、(2)利用サービス施設のほうですが、利用サービス施設については、やっぱり利用の観点から、これ前回の資料をちょっと改めて思い出していただきたいと思うんですけど、既に公園的利用がなされてる宮跡の中で、例えば便所だとか休憩所だとか、そういったものについては、ニーズが高いというようなこともございますので、こういったものは公園利用を考える時にも必要な施設として、もちろんこういった場所ですので過剰サービスにならないというようなことはあるわけですが、ここに書かれてるような形で適切な量を史跡区域内であれ園内においても確保していきたいと。また、確保する際には、それなりに配慮をおこなうようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

これが20ページのほうまで記載が続いていくわけですが、いずれにしてもこういった利用サービス施設についてやっぱり園内を利便性の高い空間とする、快適性の高い空間とするというところから必要不可欠なものですので、ちょっと今回は言葉づらだけでその具体的な配置等は示してないわけですが、次回委員会では、こういったものについての基本的な考え方、これについて皆様にご確認をいただいて、実際の配置、規模、仕様についてどういったことにしていくかということの議論を、内容の詰めをおこなっていくようにしたいなと思っております。

21ページの図ですが、図のほうについては、一番主要な施設として遺構復原、建物復原、それからその表示施設についてのイメージ図等、広場等の整備をさせていただきました。見ていただきますとわかりますとおり、遺構表示について、これはつくられた当初の写真を貼っているわけですが、こういったものを見ますと、確かに遺構表示というのが当時の区域というんですか、平城宮跡の中にあつたであろう建物の区域であるとかそういうのをよくあらわしてるなというところがありまして、こういったものがわかるような整備なり管理なりをおこなっていききたいと思っておりますのでございます。

次、動線計画のほうに移ります。動線計画につきまして、大きくアクセスの動線、エントランスですね、それと園内の動線に分かれるかと思っておりますけれども、さらっと書いてますが、アクセス動線については、先ほどからメインエントランスの話をさせていただいておりますけれども、もうあと2つ24ページの図をちょっと見ていただくと、これ模式図になってるので多少わかりにくいかなと思いますが、園内広うございますので、東西方向ですね、北側の東西方向にエントランスを確保して、そこからの人の受け入れをするということがあるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、園内動線のほうにつきましては、ちょっと基本的な考え方について長々と書いてみますけれども、園内の動線につきましては、そもそもここが、先ほど来から各委員の先生方がお話されてますとおり、実は園内全体が歴史・文化体感・体験ゾーンなんだと。そういうところを、多少苦労はあるわけですが、歩き回ることがやっぱり体感、体験に資するということがあることから、やっぱり園内は歩行動線を中心としたものにしたいなと思っております。一方で、広大な園内をいろんな方々が訪れるわけで、中には高齢者の方とかもいらっしゃる。その中で効率よく移動できるように、歩行動線以外の自転車動線や、また園内移動システム動線、こういったものの検討も必要かなと思っております、ただし、これについては歩行動線が中

心となるこの園内の中で、園内利用の妨げであるとか、歴史・文化性を感じる景観上の支障とならないような外周部に配置することが適当なのかなと思っています。

その図面について、26ページ、27ページに書いてます。歩行動線につきましては、必ずしも園路だけでなく、広場空間を歩きやすいものにして、ここを自由に歩いていただくということもあるので、図6の動線イメージにつきましてはもっとも幹線となるものについて非常に単純な書き方をしています。要はメインエントランスから大極殿に至るところについて、やっぱり大きな幹線、主要な動線になるだろうと。一方で、例えば今第二次大極殿院につきましては、第1回目の時に皆様に基壇の上に乗っていただいて周りを見ていただくというような、例えば視点場、またこの第二次大極殿院の側の主な眺望点ということもありますので、ここに至った後に東西方向、これはサブエントランスに抜けるような動線にもなるわけですが、ちょうど十字を切るような東西方向の動線があともう一つ大きくあるのかなと思っています。

一方、図7、右側27ページを見ていただきたいんですけども、こちらについては自転車・園内移動システムの動線として、1つはやっぱり周回があると。それから、宮跡においては、現状利用として通勤・通学の方であるとかそういう方もいらっしゃるの、こういった周回をしてそれぞれ東西南北の方向に出られるとともに、これは園内利用の方もそうだと思いますが、例えばメインエントランスから入った方が遺構表示とかをずっと見た後に最後戻るときには、何か速やかに戻ることができるような、南北方向の動線を1個、先ほどの施設計画のほうをちょっと思い出していただきますと、ちょうど区域を分断する植栽があるところに隠れるように設けて、きちんとした園路を確保するようにしたいなと思っています。

それから、歩行動線のほう、先ほど省略してしまいましたが、施設整備の話で宮内道路という話を申しましたが、メインエントランスから第一次大極殿院に至るところは、既に道の遺構が見つかったところでございます。これについては、参考資料のほうの12ページのほうに往時の道路、まだあまり見つかってないので3つしかないんですけども、があるわけで、例えば今書かれてる主要動線については、宮内道路がかつてあったということで、先ほど園路ないし広場で動線を確保するという話をしましたが、こういったところについてはきちんとした道路を確保する、宮内道路ですね、往時の道路を再現したものを確保するようにしたいと思っています。

それから、最後、管理運営方針と周辺整備の方向ということで28ページ、29ページの説明をいたします。

今、施設整備と動線の話をしてまいりましたが、もう一つ重要な話として、公園の管理運営をどうしていくかという話を基本計画に盛り込みたいと思っています。ただ、ちょっとこれにつきましては、申しわけありません、作業の関係もありまして、基本的な考え方を示すだけにとどまっております、以下の※にありますけれども、本日につきましてはこの基本的な考え方を見ていただいて、そのご意見を伺って、次回以降に、例えば運営メニューをどうしていくかというイメージ案などをこしらえてくるようにしたいと思います。

管理運営の基本的な考え方については、第1回目の委員会で佐藤先生からも無責任な体制にならないようにとお話いただきましたが、ご質問について文化庁さんにお答えいただいているところもあるように、この宮跡は特別史跡、史跡の区域に設けられる公園ですので、関係する機関というのは多数ございます。こういった関係機関の方々と明確な役割分担をおこなって、一

方で連絡調整を密にして責任ある体制での管理運営をおこなうと、利用者の利便性の観点からもそういったことをおこなうということをしていきたいなと思ってます。それから、管理運営方針としては国営公園にふさわしい管理運営の実施。また、多様な主体の参画の促進。それから、運営管理と書き換えてますけれども、ソフトな取り組みとして、宮跡を楽しむわかりやすい運営管理の充実。それから、宮跡につきまして発掘調査・研究により得られている成果をどんどん活かしていくということからすると、柔軟な管理運営の実施ということがあるのかなど。これら、非常にちょっと大き過ぎるというかお題目的ですけれども、これを基本的な考え方として、では実際の維持管理をどうしていくのか、また運営管理をどうしていくのかという次の段階に結びつけていくようにしたいなと思っています。

それから、29ページのほうですが、先ほど議論の冒頭のほうに内藤行政委員の代理で出席いただいている田中補佐のほうから世界遺産の話もありましたけれども、宮跡につきましてお示しさせていただいた基本理念及び基本方針に基づいた良質な国営公園とするためには、園内の整備だけでは足りなくて、周辺地域についても適切な整備をおこなうことが重要であると考えられます。こういったものについては、地元の県、市さんのご協力もいただきながら、連携しながら、地元の理解と協力を得ながら進めていくことが必要であることとして、園内の整備を定める基本計画の中で、もう一つ周辺整備の方向はこうあるべきという話を提示しておいたほうがいいのかなどということでもちょっと書かせていただいているものでございます。

1つは、周辺景観の保全・形成でございます。これにつきましては宮跡の歴史・文化性やスケール感を体感するためには、宮跡の中の広がり、そこから見るところの外の風景というのが非常に重要でありまして、そういったものを周辺においてもきちんと確保していただくようにしていただきたいという話です。

それから、広域交通ネットワークの整備ということで、宮跡の公園整備については宮跡を縦横断する鉄道や道路の移設というのが1つ課題になるわけですが、ちなみにちょっとこれお話をするのが遅れましたが、本日の完成形の公園計画につきましては、後ほど資料5でもお話しますけれども、完成形のものとして、現在ある道路や鉄道がすべて移設された状態での計画がいかにあるべきかという話をさせていただいております。ただ、現実的にこれをおこなうにはかなり時間がかかるでしょうし、またそれは単純に移設をするということではなくて、もっと大きな観点の広域交通ネットワークをどうしていくかという話が、そっちの議論がやっぱり必要にはなるので、こういう交通ネットワークの整備ということを方向として書かせていただいております。

その他、総合的な雨水排水対策の取り組み、また公園整備とあわせた地域振興の取り組みとして、やはりこの公園整備を通じた宮跡の新たな魅力づくりとともに、何かまちづくり計画などをお進めいただいて、地域の振興策を図っていくということが課題としてはあるのかなということでも書かせていただいております。

ちょっと雑駁な説明になりましたが、施設整備以降、以上でございます。

○平野委員長

はい、ありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○内藤行政委員(代理:田中)

さっきはすみません、フライングをしてしまいましたので。ここで3つほどちょっとお願い

と確認ということでございます。

国営公園整備する関係上、国土交通省さんから整備に対しては文化庁のほうに対して同意を得るといような文化財保護法上の手続が必要になりますが、そういう上で、今までの私どもが特別史跡平城宮跡を整備等進めてきた関係の流れも含めまして、1つちょっとお話でございますが、先ほどの利用サービス施設の関係、駐車場についてでございます。当然のことながら特別史跡平城宮跡でございます。埋蔵文化財等への影響とか、または景観上の課題等々、その他もろもろから、私どもの考えでは、特別史跡平城宮跡で認められる駐車場としては現状程度と考えております。一方、国営公園化に伴って、特別史跡平城宮跡への訪問客は相当程度増加するということも想定されております。それで、今後とも特別史跡の価値、景観、さらには周辺環境の保全をしていくためにも、周辺のしかるべき場所に必要台数を収容できる駐車場の確保というのをお願いできないかというふうに思っております。

次でございますが、先ほどからも出ておりますゾーニングのところからも関係するんですが、特別史跡平城宮跡、どこをとっても特別史跡平城宮跡の指定地でございます。先ほど上野先生からもありましたように、ネーミングでここが平城宮跡のどういうところであったとか、また佐藤先生からもお話があったようなこともございます。それと、先ほど所長のほうから馬寮の話もございましたし、田辺所長のほうから調査研究等が進められるということもありまして、例えば平城宮跡、先ほど出たようにサブエントランスとかいろいろ言っておりますけれども、そういう場所においてはいろいろやり方があると思います。ところによっては復原をして、皆さんによく見ていただく。ところによっては遺構表示。ところによっては掲示をする、掲示というか看板とかそういう案内板をつくるとか、そういうことでもいいんですが、どこに入ってもここは平城宮跡の中で、こういう機能があったということが、訪れる方がわかっていたような整備ということもあっていいんじゃないかというふうに思っております。

最後に1つ質問でございますが、飲食・物販施設のところでございますが、まだこれからのお話でございましょう。まだ具体的にということではございませんが、適切な位置でというのは、具体的にもし事務局さんのほうで考えがあるんであればちょっと教えていただければというのと、飲食等の提供というのも、史跡の指定地内、史跡の指定地外におきましても考え方というのはやっぱり違うんじゃないかというふうに思っておりますので、もし今現在で何かこういうように考えてるという思いがあるんであれば教えていただければと思っております。

以上でございます。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。事務局のほうからお願いします。

○藤野所長

最後の部分だけでよろしいんですね、お答えするのは。最後の部分の飲食・物販施設に関しては、いろいろ思惑はみんなお持ちだというふうに思うんですが、現状ではちょっとまだそこまで突っ込んだ議論ができてませんので、現状では推進計画の中で書かれている範囲内の言葉を踏襲しているに実際のところは過ぎないというところでございます。ただ、基本的な考え方としては、レストランとかそういったものに関しては、メインのエントランスとかそういったところ、いわゆる史跡外に配置するということが適切であろうというふうには考えておりますが、飲料とか軽食とかそういったものについてはいろんな方々の議論とかをまた確認した上で文化庁さんと相談させていただくところがあるのではないかと考えておりますが、現状で

はそこは明確ではないので、差し控えさせていただきたいと思います。

○平野委員長

よろしいですか。

今のお話の中で駐車場の確保とか、サインの話が出ておりましたが、この駐車場の問題は動線計画とも絡むんですけども、大変重要な課題に将来ともなっていくだろうと思います。詳細計画のほうの段階で十分検討してほしいと思いますね。仮設も含めて考えることが必要だと思いますね。

それから、どこにもあまりはつきり出てこないんですが、この遺跡公園でサイン計画をどうしていくかというのは大変重要な課題だと思うんです。最近ではI Cタグとか携帯電話を使っているインフォメーションの方法もありますし、いろんな手法がありますので、どんな表示の仕方でも状況を把握してもらおうかということをやむを得ず研究課題にしてほしいと思います。

何かほかにございませぬか。

○藤野所長

今ちょっとありましたお話の中で、2点ほど。まず、自立移動支援のお話、I CタグとかQRコードですか、そういったものを活用した研究については、現在奈良公園でもやっておられて、こちらのほうの公園の中でもぜひ検討してまいりたいというふうに私どもとしては考えております。

それからもう1点、サインの計画につきましては、実は管理施設のところに“P”というふうに書いてございますが、第1回で文化庁さんのほうからお話がありましたけれども、いわゆる管理主体として多種多様な人たちが存在しておられて、奈文研さんがつくられたサイン計画とか文化庁さんがつくられたサインとか、いろいろそういったものがございまして、そこにおけるいろんな思想が入り混じっているという状況で、なおかつ管理というか役人的に言えば財産権ですね、財産としてだれが持つてるとかという問題とかがいろいろございまして、なかなかこの施設の問題、現在既にいろんなものがあるものですから、整理をするのが難しいところがございます。今回ちょっと明らかになっていないじゃないかというところがあるんですが、若干そういった財産管理の面での整理も必要ということがございますので、その辺、先ほど文化庁さんのほうにもいろいろ相談をさせていただいてるところもございまして、そういったものを含めて、文化庁さんのほうで主催される管理の協議ですね、こういったものを含めてぜひ迅速にこの辺の検討を進めてまいりたいというか、進めていくように協力していければというふうに考えておるところでございます。

○平野委員長

基本的考え方はすべて9月までにまとまってきませんと、なかなか具体的な計画に入り込めませんよ。

何かほかにございませぬか。

○上野委員

これ、動線計画で、園内は歩きで、アクセスは歩きじゃないという形なんですけど、実際には、私とすれば、例えば学生をもし100人連れて歩かせるとすれば、西大寺駅からどういうふうに安全に運ぶか、100人の学生を運ぶかということが問題になると思うんです。その視点を入れていただきたいのと、もう一つは、例えば近鉄平城駅から日葉酢媛命陵を歩いていく道というのは非常にいい道で、古墳ってこんなに隣接してつくるとかということがわかるし、なおかつ

こういった場所に都が移ってきたのかということを実感させるので、1つは京都方面から来た人は近鉄平城駅から歩いてきてください、そして大阪方面から来た人は西大寺駅から歩いてきてください、バスで止められるところはやっぱりメインのゲートのところで停まってくださいというようにしてほしい。もう一つは歩きの場合、やっぱり奈良公園から歩きたいという人も恐らく出てくると思うんですね。この辺の奈良の観光の最近の1つのトレンドとして、健康志向でリュック背負って歩いてる中高年の人がものすごく増えていて、例えば平城宮跡を朝スタートして、生駒山の暗峠を越えて難波宮まで歩きたいなんていう人だって出てくると思うんですね。そうすると、自然歩道とどういふふうに平城宮跡がアクセスするかというような観点もないと、結局ガソリンを使うものだけを考えないほうが私はこの公園にはふさわしいと思いますけど。

○平野委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○佐藤委員

先ほどもありましたように、現状でもたしかサインが、宮跡内の説明板というかサインですね、何種類かあったと思います。ぜひできれば統一していただきたいなと思いますのと、先ほどおっしゃったようにQRコードだとかそういうのでその場所の遺跡の説明が見れるような設備もありがたいと思うのですが、と同時にアナログ人間としては、説明板もやっぱり今よりもっといろんなそれぞれの場所に、こういう遺物がここから出土したということでも結構だと思うんですが、出していただけるとありがたいなというふうに思いました。

1つ私が気になったのは、高い高木、木を植えるというところで、それがいい場合もあると思うんですけれども、例えば現状だと、前回の会議で乗せていただいた第二次大極殿の基壇の上だとかで、奈良盆地のたたなづく青垣がぐるっと見渡せるのが、例えば直前の高木で見えなくなっちゃうとか、あるいは向こうに第一次大極殿の今度復原してる建物の屋根が見えるというのが見えなくなっちゃうとか、そういうちょっとビューについても高木を植える際にはご配慮いただきたいというふうに思います。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。

どうぞ。

○藤井委員

私2つ意見なんですけども、1つは佐藤先生おっしゃった高木というんですが、これは恐らく歴史的にその場所に高木が立っていたということはないから、何か別の施設でも低い施設があるわけだから、ビスタとして開けている状況だと思うんですね。だから、ちょっとまずいんじゃないかということと、それからもう一つ、復原形のことなんですけども、築地回廊のあたりですが、これはここで決めちゃうんですね。そこら辺も教えていただきたいんですけども、正殿というのが建っているのですが、これも意見がかつてはあったわけですね、どうすればいいんだらうかと。だから、この築地回廊も膨大な予算が必要なことで、国交省はもちろんそれは構わないということなんでしょうけれども、もう一度議論をしたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが。そのぐらい大規模な復原だと思います。

それで、史跡の中ですから、いろいろな施設をお考えなんですけども、これも史跡内の建物を建

てていい、悪いという判断が、史跡のほうは文化庁もしくは委員会のほうでルールが決まってるから、できるものが必然的に決まってくるんですね。ですから、それもよくご検討いただいたほうがいいのかと思います。結構厳しいルールで、あまり建てられないということになるんじゃないでしょうかね。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。

復原に関しては何をどうというのは、文化庁のほうとも十分調整をとりながらこの原案ができてくるのではなかろうかと理解してますが、いかがですか。

○内藤行政委員(代理:田中)

文化庁でございますが、私どもが前回にお示ししました特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画ですか、それには私どもも有識者の先生方に入っただき、また地元の奈良県、奈良市、また、当然国営公園の整備ということもありまして国交省さんの方にも入っただきいろいろ議論させていただいております、第一次大極殿地区につきましては復原をするというような方向での考え方は示させていただいてるところでございます。

○平野委員長

ありがとうございます。具体的な復原に関してはまた十分な検討がされることだろうと思います。

はい、どうぞ。

○大西委員

ちょっとお尋ねしたいんですが、27ページに動線のイメージがあるんですが、これは基本計画としての動線のイメージであって、最終形がこの形をもってくるというのを考えているんですか。例えば、30年後、100年後、1,000年後。といいますのは、近鉄線がある限りにおいては、当面はこの動線はつくれないわけですよ。そこは基本計画には盛り込むのか盛り込まないのか。

○藤野所長

ちょっと後ほどまたお話いたしますけれども、先ほど来申し上げているとおり、この今の動線計画は近鉄線が移設された後を想定してます。実は次回あたりに、存置されてる場合についても検討していかないと、暫定的にであっても、そう簡単に近鉄は動かせないというような主要な鉄道になっているということもありまして、そちらについても検討は必要だろうなということで、次回そういった部分も出しますが、今の回答とさせていただきますと、近鉄線がないということをお前提としてこの動線は書かせていただいております。

○大西委員

それからもう1点、先ほどあれだけゾーンの話が皆さん議論されたんですが、施設計画でゾーンと施設計画の落とし込みというのをしなくてもよろしいんですかね。この一番最初の17ページの一番頭、基本的な考え方に、「各ゾーンの位置づけを踏まえ、その用途を満たすために必要な施設を設置する」とありますが、その用途というのは何なんですか。それはゾーン分けによって用途とかその辺がかなり影響されてくるという見方はないんでしょうか。

○舟久保副所長

すみません、用途と書かせていただいておりますのは、15ページの表1、ゾーン区分と各ゾーンの考え方に書いたゾーンの位置づけの中の矢印に書かれてる内容、これを用途というふ

うに単純に書かせていただいています。ですから、例えば「歴史・文化体感・体験ゾーン」であれば、「遺跡の発掘調査・研究の成果を活かした遺構の復原、表示、同施設を用いた催しの実施により、体感・体験的な歴史・文化学習の機会を提供するゾーンとする」とありますので、用途に応じた施設ということになりますと、遺構の復原、表示をメインとしておこなうということですが。

○大西委員

そうなりますと、さっきあれだけゾーンの定義が違うとか、例えば体験ゾーンであれば全体が覆いかぶさったような形になってるとかいう話になってくると、用途が変わってくるのとは違いますが。

○舟久保副所長

そのところはちょっとまたゾーンのほうで考えていただきたいと思いますが…。

○大西委員

そうなると、施設の使い方とかそういうところまで見直さないといけないということになってくるから。

○藤野所長

大西先生おっしゃるとおり、ですから21ページで、広場・施設計画とゾーニングと全部ラップしたものがございませうけれども、当然ながらゾーニングがベースになりますから、ここは復原する建物とか遺構表示といったものは、これは当然これが原則になると思うんですけども、ゾーニング云々に関しては先ほどの議論を踏まえて変更していくということになるかと思えます。ただ、いずれにしてもゾーニングを考えていく上で遺構といったものが主要因になってまいりますから、そこについては大きく変わるところはないんですけども、例えば散策鑑賞とか自然観察とかそういったところの活用の方法が、先ほどありましたけれども、そういう歴史的な背景をもとにどうするかとか、そういったことになっていくのではないかというふうに考えております。

○大西委員

先ほどから委員長がおっしゃってますように、一番基本の理念というのは、基本方針、理念というのが「奈良時代を今に感じる」という、これが非常に大事なポイントなんで、これを踏まえた上で施設計画のほうも考えていくというのをやっつけていかないと、ちょっと齟齬が出てしまうと後で手直しが大変だと思いますので、よろしくお願いします。

○平野委員長

はい、どうぞ。

○尼崎委員

この委員会で一体どこまで煮詰めるのかちょっとよくわからないんですけども、特別史跡、世界遺産、それを前提という話なんですけども、実際の整備していく上に当たって一体何をどのように整備するのか、遺構の表示の仕方とか、上物を建てるのはある一定の判断の中でこれとこれとこれというある条件が決まってくるわね。そうすると、現在のあれだけのスケールの空間があって、当然周辺のこの写真に示されているような大きな景観の問題、それから遺構表示の面でも柱を何で表現するかとか、それによって空間性ががらっと変わってきます。そういうふうな実際の設計レベルの話というのは、実は計画のイメージと非常に密接に絡んでいる部分があります。そういうところを最終的にはしっかり押さえないと、原則は守ってくれたけ

ど一体何のためにこういう空間ができちゃったのなんて、本当にこれで理解ができるのか疑問です。それから、あれだけのスケールの歴史的空間を公園として現代に活かすというのはどうということなのか。ものすごく重要なことだと思うので、そういう論議をどこでしていったらいいのかと今あらためて気になってきました。この図を見てる段階で。

○平野委員長

ありがとうございます。大変基本的なご意見をいただいているわけですが、今日のいろいろなご意見を踏まえて、次回にはかなり細かい計画といえましょうか、基本計画レベルの計画が出てくるであろうと期待しているわけですが、その中では今おっしゃったようなものがすぐお答えできるような体制になってないと私は基本計画ではないという気がするんです。この場合の一番難しいのは、今おっしゃった空間をどうやって認識させるんだと。施設が単にあるだけじゃ意味ないですよ。その空間を認識させるような見せ方があり、材料があり、という形まで本当は落ちていかないとこの計画にはならないわけです。ただ、材料の議論とか工法の議論まで入るのは基本計画ではありませんから、当然そこまで言うわけではありませんが、基本の姿勢がもっとわかるような形になりませんか、恐らく同じような質問、同じような疑問が常に出てくるであろうと思いますね。そういう意味では、まだまだご議論をいただきたいんですが、まだ10分や15分はございますので、何か。

はい、どうぞ。

○西村委員

1つだけ質問ですけども、この公園内を貫通してる東西南北の道路がありますよね。これに関して、ちょっと後の議論になるのかもしれませんが、恐らくは、読むと、これは無くすというようなことが前提に議論されてるんだと思いますけども、必ずしもちゃんと明記されてませんよね、このことが。無くすんだったら無くすという前提で書いて、ここにある今通ってる道はどういうふうに代替するのかということが論じられてないとうまくいかないんじゃないかと。

それからもう一つは、例えば先ほどの築地回廊を復原するということになれば、これは東西路にぶつかるわけですよ。そうすると、それを早い時期にやるとすると、早い時期にこの道も当たってしまうと。そうすると、その時には突然やめるというわけにはいかないとすると、暫定的にはどこか迂回させて、将来的には消すとか、何らか段階的なものが必要になってくるのかもしれないし、それは復原との関係で東西路と南北路でタイミングが違ってくるのかもしれないわけですよ。そういうことが解けてないと基本計画にならないんじゃないかと思うんですね。これは資料5でこの後説明していただけるのかもしれないけれども、少なくともそのことがきちんとわかるような形で計画の中に表記されている必要があるんじゃないかなと思いますが、いかがなんでしょうかね。

○平野委員長

わかりました。資料5についての説明に入ってもらえませんか。

○舟久保副所長

そういたしましたら、資料5、1枚紙だけなんですけれども、ちょっと言葉だけなんですけど、段階計画の策定についてということでお話させていただきたいと思います。

今、西村先生からご指摘もありましたが、平城宮跡はこれまで保存活動がおこなわれて、公有化が進められてきたわけなんですけれども、区域内に道路や鉄道というのが設置されております。

公園の基本計画の検討ということで、長期にわたる整備を念頭に、最終的な利用方法を定めるということをおこなってるわけですが、宮跡においてはそういう事実がありますので、途中段階においても公園が果たすべき役割、担うべき機能を発揮できる計画というのを検討しておく必要があるのかなと考えております。

ちょっと不明確だったんですけれども、具体的な完成形の公園計画、長期にわたる整備を念頭に置いた完成形の公園計画として、今あるすべての道路、鉄道が移設された段階の計画というのを1つきちんと決めておきたいと思っております。しかしながら、一方で、じゃあそれだけでよいのかということについては、とくに鉄道について公園計画の策定と並行して、現在奈良県さんのほうで移設の実現に向けた検討を進めているところでありますけれども、これは第1回目の委員会でも木谷行政委員のほうからご紹介いただきましたが、そのところのお話でもありましたとおり、移設の実現に当たっては本当に長期的な対応が必要になるというふうに考えられるため、先ほど動線計画について大西委員のほうからお話いただきましたけれども、やはり単純に動線がこうなるよという、最後はこうなるからというだけの絵を描いても仕方がない。その途中の暫定形の公園計画として、事務局としましては、最小限、鉄道の存置されてる段階の計画についての検討をおこなっていく必要があるものと考えてるところでございます。ですので、その段階計画という形で、鉄道の存置されてる段階の計画について、この委員会のほうに、そういった時の動線はどうであるべきかといったような話を提示させていただきたいと思っております。

以上です。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○朝廣委員

すみません、資料5じゃない、その前に戻るんですけど、よろしいですか。

○平野委員長

結構です。

○朝廣委員

歩行動線と自転車・園内移動システム動線についてなんですけれども、今これについていろいろお話伺ったんですけれども、実際に、じゃ、本当に人がどういうふうに動くかというもう少し具体的に実際の動線イメージをぜひ出していただきたいなと思うんですが。先ほど上野先生もおっしゃいましたが、西大寺駅からどういうふうに歩いたらいいのかわからないという人が多くて、北の道が狭くて危ないので、駅からの住宅街を通過して佐伯門から入っていくという方も結構いらっしゃいますし、そういう安全の確保等も含めてどういうふうに入ってくるのかという動線はやっぱりしっかり計画に入れておかなければならないんじゃないかということ、それは朱雀門から入る場合もそうなんです、鉄道が動かない限りは、南から入ってくる人をどういうふうにもう流していくかということ、それから自転車も園内というよりも外、どちらかという外周を走るような形になってるんですが、これももう少し具体的に自転車も走る道というのを示していただければなというふうに思います。

あと、バス等ですね。車は駐車場が今以上確保できなくて難しいというようなお話でしたけれども、バス等で来る場合、例えばこれは日常的ではないですが、何か大きなイベントをさせ

ていただいた時、遷都祭の時もJR奈良駅からシャトルバスを出したんですが、北の道しか通れないんですね。南は道が混雑してて、バスがいつ着くかわからないということで、時間が読めないんで、北のルートしかバスが走らせられない。そういうことも、今後ここをうまく活用していこうということを考えたら、そんなことも計画段階で考慮に入れていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと最後に、先ほど、これも上野委員おっしゃいましたが、ウォークをする方が非常に多くて、実際に平城宮跡がゴールというようなウォークの大会もたくさんございます。春にやってくる遷都祭の時も、奈良公園からこの平城宮跡まで、それこそ北側の古墳等歩いてもらったんですが、そういうことも考えて、この周辺の歩行ルート等も一緒にぜひ計画の一部として考えていただいたらありがたいなというふうに考えます。

○平野委員長

はい、ありがとうございます。

○藤井委員

先ほど尼崎先生がおっしゃったことにかかわりますが、施設計画のところちょっと戻りますけども、いろんな可能性とか慎重な配慮が必要だということだったと思うんですが、施設計画を具体化する時には、設計行為というのは当然必要なんですけども、その前に研究をするということを位置づけていただけると、何らかの幾通りかの方法、それがどういうふうなことをもたらすかというふうな事前チェックを慎重にできると思うんですね。ですから、研究というのを位置づけていただけるとありがたいと思うんですね。今まで結局奈良の研究所が随分研究をして今の状況になって、それはかなりのいろんなバリエーションをチェックしたりしてると思うんですけどね。ほかの遺跡でもいろいろな研究をされた結果として出てきてると思うんですね。どれかをぱっと使っていいというものでもないし、それからこの場合でしたら日本を代表する遺跡ですから、ここで先駆的な方法だって当然あり得るわけですし。と思います。

○平野委員長

ありがとうございます。実現に当たっては十分検討すべきだと思いますね。

土木部長、ひとつ先ほどのご意見に。

○木谷行政委員

何人かの先生方から、域外の話で、特に交通問題に関しましていろいろお話がございました。どうしても国営公園の基本公園ということで、域内に限られておりましたので書いておりません。県のほうもこれにあわせていろんな観光あるいは交通計画もしていかなきゃいけませんし、県道あるいは市道のつけかえもありますし、近鉄線の関係もあって検討しております。これを今後どうしていくかということにつきましても、ちょっと事務局ともご相談させていただきながら、この地域及び奈良公園、西ノ京、これが奈良市内における非常に大きな一大メインルートといいますか、たくさんの方が歩いたり自転車を使ったりいろんなルートを使ってやっていただけてますので、そういった方々の利用も含めたいろんな取り組みを県としても市とも協力しながらやっておりますので、そういった施策、あるいは今後の方向性なども、別途資料を用意するのか合冊するのか、ちょっと次回までに間に合うように整理させていただきたいと思います。

○平野委員長

ありがとうございます。ぜひお願いをしたいと思います。

はい、どうぞ。

○福井行政委員

地元の奈良市でございます。いつもありがとうございます。

県の部長さんからもありましたが、この国営公園化計画については、本市が国際文化観光都市を標榜しておりますので非常にありがたいことでございますが、一方現実の問題として、今、県の部長さんもおっしゃいましたとおり、鉄道なり道路がここにはございます。西村先生からお話ありましたが、特に南北のいわゆる「みやと通り」というんですけど、これは地元の方の主要な生活道路となっております。このことが新聞に出てから、ちょっと住民の方の問い合わせ等々がございまして、この住民の方の利便性の確保をよろしく、お願いいたしたく思うわけでございます。そして、この公園が地域、住民の方と共生というんですかね、どうかこの公園だけが孤立することなく、上野先生もおっしゃったように、地域が云々とならないようによろしくご理解をいただいて、この計画の中に活かしていただきたいと、思うわけでございます。以上でございます。

○平野委員長

ありがとうございます。この段階計画の策定のほうの資料には、極めて単純に「道路、鉄道が移設された段階の計画」と書いてありますけども、例えば道路を移設するにはそれなりにいろんな対応策がなければ、恐らく地元の方は納得しないだろうと思うんですね。それがそういう形で生きてる道路でございますから、それをどうやって受けとめるんだという、公園計画の中で、正式には移設という言い方はあるのかもしれませんが、機能的には何らかの形で受けとめないと南北の分断という問題が当然出てまいりますので、それは公園計画の中で受けとめてくような手法をやはり動線計画の中で考えていかなければいけないだろうと思いますね。

先ほどの土木部長からのお話もございましたし、市のほうからのご意見もございますが、ぜひ周辺の計画については、現段階でこの程度まではやれるんじゃないかとか、この程度の調査をしてるとか、方向性がある程度決まってるというようなものの資料は事務局のほうと打ち合わせて出していただいて、この場にも提供していただければ大変ありがたいと思います。非常に重要なことだと思うんですね、先ほどのご指摘のように。アクセスルートをどういうふうに設定して、ここに安全に来ていただけるか。安全だけじゃないんです。その来るルートそのものが1つの機能してるわけですから、そういう意味での整備をどのルートで設定しようとしておられるか。あるいは広域の観光ルート設定の中でどういう位置づけになるのかというようなことも含めてご検討を今後していただきたいと思っておりますし、今の段階で言えることを言っていたきたいと思っておりますね。景観法ができましたので、恐らく景観計画まだ立てられてないんじゃないかと思いますが、景観計画でもこの周辺整備は非常に重要な課題であろうと思っておりますので、これを活かす方向で計画が立てられることを期待したいと思っておりますし、周辺の問題の中ではっきり言えることは言っていきたいというふうに思います。

何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○上野委員

時間もありませんので、最後笑い話で締めたいと思うんですが、近鉄線の移設って何十年単位の問題ですよ。そうすると、現在のところはあることとして考えなきゃいけないわけですが、朱雀門のところに、移設するまでは駅をつくるというようなことは、全く素人意見で、

「もうそんなのはできっこないよ」と一笑に付されても構わないのですが、そういう発想というのは全く不可能なんでしょうか。それだけちょっと聞かないと眠れませんので、それだけ最後。

○平野委員長

眠れないそうですが、いかがいたしましょうか。区域外のことを言うておられますか。区域内ですか。

○上野委員

朱雀門の北側に駅をつくることは…。今のままではできるんですか。

○内藤行政委員(代理:田中)

すみません、文化庁のほうから。

○(文化庁)(小野調査官)

特別史跡の指定地内に新たに駅を設置するということにつきましては、実は1300年事業の当初の計画の段階でもそういう話がございました。それにつきましては世界遺産の構成資産であることにも鑑みまして、それは困難であろうということで、1300年事業の時でも、仮につくるとすればずっと東のほうに寄せて高架道路の下あたりというふうな計画に一時なっていたことがあります。その後、1300年事業の計画が大きく変更になりまして、それも沙汰止みになりましたけれども、当初そういう平城宮跡内に駅をとという話があった時には、そういうふうな取り扱いになったということでございます。

○平野委員長

ゆっくり眠れることを期待いたします。

一応予定の内容は終わったわけでございますが、たくさんのご意見をいただきましたし、またゾーニングと機能の問題、あるいは施設計画の関連につきましてもかなり基本的な修正が入るんじゃないかなろうかという気がいたします。またこれからも1カ月ちょっとという短い期間でございますが、事務局のほうで努力をしていただくということにいたしまして、きょうの会議はこれで終わらせていただきたいと思います。

○舟久保副所長

長時間にわたって熱心なご討議をいただきありがとうございます。本日いただいたご意見を踏まえまして、お示しできなかった内容、また、動線計画等については、これから例えば園路の計画等に落とし込むことになっていきますので、そういった細かな内容について、次回は一般からの意見募集をおこなう原案をご提示するようにしたいと考えております。事務局のほう頑張らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

なお、最後になりますが、次回第3回委員会につきましてはもう日時の決定をしておりますので、簡単にご案内させていただきます。各委員の先生方には1枚紙を多分お配りさせていただいてるかと思いますが、後日改めて正式な通知をおこないますけれども、画面上に映ってますね。次回は7月30日の10時から。場所が変わりまして、近鉄奈良駅にほど近い奈良商工会議所の会議室のほうで、また同じように2時間半程度開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そういたしましたら、これをもちまして第2回目の国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域(仮称)基本計画検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。